

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 平成25年12月24日提出

【発行者名】 キャピタル アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 石川 茂

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内神田1丁目13-7

【事務連絡者氏名】 安田 信男

【電話番号】 03-5259-7401

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 東京再開発ファンド  
東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型  
東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 (1) 当初申込期間（平成25年12月24日から平成26年1月15日まで）  
東京再開発ファンド  
100億円を上限とします。  
東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型  
100億円を上限とします。  
東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型  
100億円を上限とします。

(2) 継続申込期間（平成26年1月16日から平成27年2月25日まで）  
東京再開発ファンド  
500億円を上限とします。  
東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型  
500億円を上限とします。  
東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型  
500億円を上限とします。

\* なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。）は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

**【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】**

平成25年12月6日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の一部について訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出いたします。

**【訂正の内容】**

原届出書の該当内容は、以下の内容に更新・訂正いたします。下線部 \_ \_ \_ \_ \_ は訂正部分を示します。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 4【手数料等及び税金】

##### (5)【課税上の取扱い】

###### <訂正前>

###### 2. 法人受益者の場合

###### イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、軽減税率が適用され、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。上記の7.147%（所得税のみ）の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

###### ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

(略)

###### <訂正後>

###### 2. 法人受益者の場合

###### <東京再開発ファンド>

###### イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、軽減税率が適用され、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。上記の7.147%（所得税のみ）の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

###### ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度の適用が可能です。

###### <東京再開発ファンド（米ドルコース）通貨選択型>

###### <東京再開発ファンド（ユーロコース）通貨選択型>

###### イ. 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

- ・ 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の差益（譲渡益）については、軽減税率が適用され、平成25年12月31日までは7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。
- ・ 源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。上記の7.147%（所得税のみ）の税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税のみ）の税率となる予定です。

###### ロ. 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

(略)

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## &lt;訂正前&gt;

(略)

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

平成25年9月末現在

## &lt;訂正後&gt;

(略)

販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
キャピタル・パートナーズ証券株式会社	2,950百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
<u>明和証券株式会社</u>	<u>511百万円</u>	<u>同上</u>

平成25年9月末現在

明和証券株式会社は、平成26年1月6日より募集・販売の取り扱いを開始します。